

## 市税等の減免申請期限は納期限までに

地方税法の改正に伴い、市税等の減免申請期限を変更しました。

### ■減免申請期限

- ①改正前…納期限前7日
- ②改正後…**納期限**

◎問い合わせ先…税務課市民係  
 ☎内線130・131 / 税務課固定資産税係☎内線137・155

## 年金相談

鹿屋年金事務所では、予約制による年金相談を行っています。ご相談は、事前にお電話でご予約ください。

### ■連絡先（鹿屋年金事務所）

0994-42-5121

※自動音声案内に従い、ダイヤル①次に②を押してください。

### ■予約時間帯

- ①平日（月曜日～金曜日）  
午前8時30分～午後4時30分  
※週初日は午後6時まで
- ②第2土曜日  
午前9時30分～午後3時15分

◎問い合わせ先…市民課市民係  
 ☎内線163

## 児童福祉支援各種手当の現況届

子育て支援・障害者支援に関する各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※提出がない場合、手当を受けられない場合があります。

※扶養義務者や世帯員の所得状況等により受給できない場合や、一部停止になることがあります。

### ■現況届の提出期間

- ①児童扶養手当  
ひとり親家庭医療費助成金  
8月1日（月）～31日（水）
- ②特別児童扶養手当  
特別障害者手当  
障害児福祉手当

### ■手続方法

現在受給中（停止中含む）の方は本人に通知します。福祉課児童障害者係にて、お手続きください。また、次の手当の受給要件を満たしながら、未受給の方については、同係へお問い合わせください。

※詳しくは、ご連絡ください。

◎問い合わせ先…福祉課児童障害者係☎内線124・127

## 電気事故防止・トラッキング現象にご注意

冷蔵庫などプラグをコンセントに長期間差し込んでいるとホコリが溜まり、湿気が加わることで発火し、火災につながります（トラッキング現象）。点検と清掃をお願いします。



◎問い合わせ先…九州電気保安協会☎092-711-0056

## 人権同和問題啓発強調月間

8月は「人権同和問題啓発強調月間」です。人権問題の解決には、人権問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現に向けて意識を高めていくことが大切です。この機会に人権問題について考えてみましょう。

◎問い合わせ先…県人権同和对策課☎099-286-2574

## 通貨・証券等返還

税関では、終戦後外地から引き揚げて来た方々からお預かりした通貨や証券類を保管しています。心当たりのある方は、税関までお問い合わせください。

◎問い合わせ先…長崎税関業務部税関相談室☎0120-828-680

## 保健・福祉

### 障害者就職面接会

■開催 9月16日（金）

■時間 午後1時～午後4時

■場所 ホテルさつき苑

■資格 ①就職を希望している障害のある方 ②ハローワークに事前参加申込みしていること

■参加企業数 約30社



◎問い合わせ先…ハローワーク鹿屋☎42-4135

## 沖縄戦没者追悼式 参列遺族の募集

■開催 11月8日（火）  
 ※前日からの団体行動  
 ■場所 鹿児島霊園（沖縄県糸満市平和祈念公園内摩文仁の丘）

### ■対象

沖縄及び沖縄近海での戦闘で戦没した方の配偶者及び三親等以内の御遺族

■募集人数 9人

■申込期間 8月1日（月）～8月31日（水）

◎申込・問い合わせ先…福祉課地域福祉係☎内線125

## ひとり親全カサポート

垂水市に、ハローワークの臨時窓口を設置します。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ、足をお運びください。

■開催 8月5日（金）・12日（金）

■時間 午前9時30分～午後3時30分

■相談時間 1人30分程度

■場所 福祉課児童障害者係

◎問い合わせ先…ハローワークかのや☎42-4135

## 各種手当のご紹介

### ■児童扶養手当

#### ①受給者要件

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父（母子家庭の母又は父子家庭の父）
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者

#### ②手当の対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（障害者は20歳未満）で次のいずれかに該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童（認知含）
- ⑧上記①～⑦への該当が明らかでない児童

#### ③手当額（月額）

- ①児童が1人の場合 **42,330～9,990円**
- ②児童が2人の場合 10,000～5,000円加算
- ③児童が1人増す毎に 6,000～3,000円加算

### ■特別児童扶養手当

#### ①受給者要件

精神又は身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している人に対し支給。

#### ②手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

#### ③手当額（月額）

- ①重度障害児1人 **51,500円**
- ②中度障害児1人 **34,300円**  
 ※児童扶養手当と併給可

### ■障害児福祉手当

#### ①受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

#### ②手当額（月額） **14,600円**

※特別児童扶養手当との併給可

### ■特別障害者手当

#### ①受給者要件

精神又は身体に2つ以上の重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の人。ただし、施設などに入所中の人、医療機関に3か月以上入院中の人を除かれます。

#### ②手当額（月額） **26,830円**